

～平成19年度 千葉県地域福祉フォーラム設置支援事業～
(広域タウンミーティング等開催事業に係わる助成団体の再募集について)

1 趣旨

私たちが住む地域社会は、自治会、町内会、商店街、学校といった様々な組織・分野で構成されています。そのため、福祉ニーズの現われ方は様々であり、そのニーズに応えるためには地域を構成する様々な分野の方々が、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、協働して福祉課題を解決できるよう支援策を構築しておくことが重要です。

千葉県が策定した地域福祉支援計画では、誰もが・ありのままに・その人らしく暮らすことができる「福祉コミュニティ」を形成するため、地域住民一人ひとりが地域福祉の主役となり、地域を構成する様々な分野の方々が従来の枠組みを超え協働する仕組みとして、地域福祉フォーラムの設置(開催)を推進しています。

千葉県社会福祉協議会は、平成16年度から千葉県の指定を受け、県域の地域福祉フォーラム事務局を担い、当該事業を実施しておりますが、平成19年度に広域福祉圏(14健康福祉センター圏域)において、広域地域福祉フォーラムや広域タウンミーティング等の開催を予定している団体に対し、千葉県社会福祉協議会補助金等交付要綱に基づき事業費の助成をすることと致しますので、助成を希望する団体は別紙様式(申請書)により申請してください。

2 今回、再募集の対象となる圏域

習志野健康福祉センター圏域、市川健康福祉センター圏域、松戸健康福祉センター圏域、柏健康福祉センター圏域、野田健康福祉センター圏域、印旛健康福祉センター圏域、長生健康福祉センター圏域、夷隅健康福祉センター圏域、君津健康福祉センター圏域

3 助成対象及び助成額

地域福祉フォーラムやタウンミーティング開催に際しての会議費及び事務費(需用費、役務費、使用料及び賃借料等)とし、実支出額が基準額(限度額100千円)のいずれか低い額とします。

4 選考基準

- (1)地域福祉フォーラムやタウンミーティングの開催範囲(原則として広域(健康福祉センター圏域)単位とし、千葉市・船橋市は習志野広域福祉圏域とする。)
- (2)参加予定人員数
- (3)内容(広域の視点によるタウンミーティング等の開催であり、千葉県地域福祉支援計画の趣旨に適ったものであること)
- (4)既に県等から別途助成を受けている事業については対象外

5 募集の期間

平成20年1月4日(金)～平成20年2月8日(金)

6 問い合わせ先・申請書送付先

千葉県地域福祉フォーラム事務局(千葉県社会福祉協議会 地域福祉推進部)
担当者 金子、鈴木、菅野、香取

住所 千葉市中央区千葉港4-3

電話 043-245-1102

FAX 043-244-5201

E-mail kaneko@chibakenshakyo.com

m-kanno@chibakenshakyo.com